⑻　卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
①　取引における生鮮ＥＤＩ標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め）の活用、電子タグ（メモリ機能を有する極小のＩＣチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用
②　産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入
に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるＬＡＮ（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。
⑼　流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。
⑽　卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

第４　取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

１　取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化を図る。

⑴　卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各卸売市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等卸売市場の実態を反映しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、これを遵守すること。この売買取引の方法の設定に当たっては、各卸売市場における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

⑵　計画的な集荷活動による品揃えの確保や商物一致原則の例外措置の活用、国が示すガイドラインに即した受託拒否の禁止の例外措置の適切な運用等を図るため、各卸売市場においては市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。

⑶　卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するとともに、中央拠点市場を活用した効率的な流通網の構築といった観点からも、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者及び実需者との連携による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場等で十分な議論を行うこと。

⑷　迅速かつ機動的な取引による実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認や各種書類の提出・報告の義務付けについて、その必要性を十分に検証し、事務の簡素化の徹底を図ること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報技術の活用や様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。

⑸　相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。

⑹　大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

⑺　卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。

⑻　市場関係者の専門的な知見を十分に活用した機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、卸売市場全体の利益を考えることができる幅広い視野を有した市場取引委員会の委員の選定等を通じて、より経営的な観点から卸売市場全体としての統一的な意思決定に努めること。

⑼　卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進するとともに、生産履歴情報等の適切な確認・伝達による消費者の信頼の確保に努めること。また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の作成・保存を適切に行うことにより、トレーサビリティの確保に努めること。

なお、その際には効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。

⑽　卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

２　物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

⑴　商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。

⑵　加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

⑶　自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

３　物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置と、当該措置をその内容とする品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、ＨＡＣＣＰ（危害分析・重要管理点）の考え方を採り入れた品質管理に努める。特に、水産物及び食肉においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮（さつ）やナイフの消毒等に取り組む。

第５　卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

１　卸売業者

⑴　卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員１人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。